

唐 総 防 第 412 号

平成 30 年 10 月 12 日

玄海原発反対からつ事務所 様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 様

プルサーマルと佐賀県の 100 年を考える会 様

唐津市長 峰 達 郎



要請書の回答について（送付）

平成 30 年 9 月 6 日付けで依頼がありました要請書に対する回答について、送付します。

1 要請事項

玄海原発に関する九州電力との安全協定において、「事前了解の権限」など立地自治体と同等の権限を求めてください。

2 要請に対する回答

別紙回答書のとおり

唐津市 危機管理防災課

課長 岡本恭一

TEL 0955-72-9260

E メール bousai@city.karatsu.lg.ip

回答（危機管理防災課）

略

「絶対に事故は起きない」とは言えない原発です。福島の現実を見るならば、玄海原発で同じような事故が起きれば、放射能は偏西風に乗って、九州はおろか西日本全域に拡散し、壊滅的な被害をもたらすことは明らかです。

原発30キロ圏（UPZ）自治体に避難計画作成が義務付けられましたが、実効性ある計画となっていません。「事故が起きたらもう逃げられん」という声を多く聞きます。とりわけ離島住民や要援護者など社会的に弱い立場の方たちの命は守られるのでしょうか。

【回答1】

福島の事故における教訓や国際基準を踏まえて、住民の放射線の影響を回避しつつ、安全かつ合理的な避難行動ができるように、国の原子力災害対策指針が定められています。

唐津市の原子力災害対策については、国や県の防災計画、原子力災害対策指針に基づいて、地域防災計画や避難計画など原子力災害対応の基本となる計画を策定しているところです。

住民が安全に避難できる準備ができているかどうかについては、国は「玄海地域の緊急時対応」について、「具体的かつ合理的である」としており、市としても現在の避難計画は一定のレベルにあると考えています。

しかし、避難計画に終わりではなく、常に実効性を高める改善努力を続けるべきものと考えています。

原子力災害時における住民の広域避難を円滑に実施するため、避難受入市町等と唐津市原子力災害時広域避難対策協議会を設立し、受け入れ市町との連携強化を図っています。

また、原子力災害時の避難所や避難ルートなどを解説した「原子力防災ガイドブック」を平成31年1月には全世帯に配布できるよう作業を進めています。

今後も、訓練等で得られた気づき事項や新たな知見等を反映して、より安全に避難できるよう不斷に取り組むことが重要と考えています。

略

本市は2006年に佐賀県との間に「安全協定書に係る確認書」を結び、3.11後の2012年には九州電力との間に「重要事象について遅滞なく説明を受け、意見を述べることができる」とする安全協定書を締結しました。

しかし、玄海3・4号機が営業運転を再開した今、危険性はそれだけ増えました。また、使用済み核燃料プールは今後5年から7年で満杯になると言われる中、リラッキングや乾式貯蔵施設建設、2号機の運転延長問題、4号機でのプルサーマル実施など、問題が山積しています。これらに対して「意見を述べる」だけにとどまらず、事前了解の権限がなければ市民の命を守ることはできません。

【回答2】

唐津市のPAZ圏内には、玄海町よりも多い約4,300人の住民が居住しています。このことから、唐津市は玄海町と同等かそれ以上の立場にあるという意味で「準立地自治体」であると考えています。

唐津市が九州電力と締結した安全協定は、玄海原発の重要事象について、事前に九州電力から唐津市に対して説明が行われ、唐津市は意見を述べることができますようになっています。

九州電力は、唐津市の準立地自治体としての立場を理解し、市に事前了解権はないにしても、現協定に基づき真摯に対応していると認識しています。

また、県と締結している確認書に基づき、唐津市は県とともに立入調査も実施しております。

これらのことから、唐津市は立地自治体と同等の立場にあると認識しているところです。

市民の安全・安心の確保に努めるうえで、九州電力の対応に信義にもとる事態が生じた場合は、抗議いたしますし、状況に応じて玄海町と協議をすることも考えております。

一方、日本原子力発電（株）は今年3月29日、東海第二原発の再稼働40年超えの運転延長に際し、立地自治体の東海村に加え、水戸市などUPZ自治体に事前了解の権限が認められたのは、初めてのことです。

【回答3】

東海第二原発で周辺自治体に事前了解権が認められたとして、大きく報道で取り扱われましたが、この実態は、新規制基準合格後の再稼働と40年超えの運転延長に限定して合意形成を図るための協議会を設置し、その中で意見を述べて、事業者に対策を求めることができるというものです。

この仕組みが、実質的に事前了解を得るものとされていますが、あくまで新規制基準合格後の再稼働と40年超えの運転延長に限った措置であり、従来からの安全協定（事前了解権は立地自治体である茨城県と東海村に限定）は、そのまま継続されることとされているので、上記の限定された措置以外については、事前了解権が茨城県と東海村のみにあることに、変わりはありません。

PAZ圏に立地自治体よりも多い4300人の住民を抱え、市内全域がUPZ圏となる本市においても、13万市民の安全安心を守るために、立地自治体と同等の安全協定を結び、稼働、運転延長、施設変更等に対する事前了解の権限を得る必要があります。

略

以上の理由から、玄海原発に関する九州電力との安全協定において、住民の命を守る責任がある市長は先頭に立って、「事前了解の権限」など立地自治体と同等の権限を求めるよう要請いたします。

【回答4】

事前了解については、立地自治体のみに与えられている権利であり、唐津市は直接、事前了解をする立場にはありませんが、先般、唐津市の意見をより反映できる仕組みの構築に向けて、玄海町との協議を開始したところです。